

# モニタリング

## 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-12)

政策(※1)名	政策12:情報通信技術利用環境の整備				担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他3課 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 竹村 晃一 電波部電波政策課長 田原 康生		
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。 これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	モバイル通信や光ファイバ等においてブロードバンド環境が整備されている現状を踏まえて、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展のため、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上、ブロードバンド基盤の整備促進により誰もがICTの恩恵を享受できる環境、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現する。				政策評価実施予定時期	平成30年8月				
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) (※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
	①	OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング <アウトカム指標>	1位(2012年9月時点。2013年7月公表) (OECD通信白書の発行が隔年のため、最新のデータを記載。)	25年度	1位を引き続き維持	29年度	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	低廉かつ高速のブロードバンド環境の実現については、国際的な視点からその状況を確認することが重要であることを踏まえて、ランキング上位であればあるほど、公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、低廉かつ高速のブロードバンド環境が一層進展していると考えられることから、指標として設定。  (参考) OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり):1位(2012年9月時点。OECD通信白書2013)
	2	MVNO(Mobile Virtual Network Operator:仮想移動体通信事業者)の契約数	895万契約 (平成26年末)	26年度	1,500万契約 (平成28年中)	28年度	—	1,500万契約 (平成28年中)	—	MVNOの普及促進を図り、モバイル市場における競争環境を整備することが重要であることを踏まえて、日本再興戦略2016(閣議決定)において、「MVNO(Mobile Virtual Network Operator)Mobile Virtual Network Operator:仮想移動体通信事業者)の契約数について、今年中に1,500万契約を目指す。」とされていることから、指標として設定。

電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現すること

3	公正な競争促進に向けた取組 <アウトプット指標>	<p>・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。</p> <p>・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」情報通信審議会答申。</p> <p>・光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新性の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p>	26年度	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備を行う。</p>	29年度	<p>・平成27年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」を公表。</p> <p>・調査研究の成果を基に、平成28年度接続料の算定方法について検討を行い、情報通信行政・郵政審議会の答申(平成27年12月)を踏まえ、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の改正等の制度整備を実施(平成28年1月13日公布)。</p> <p>・電気通信事業の公正な競争の促進のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第40号)」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)」等を平成28年3月29日に公布。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>電気通信事業分野は技術革新のスピードが速く、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている現状を踏まえて、電気通信市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行う等の公正な競争促進に向けた取組により、利用者の利便性向上の実現等が期待されることから、指標として設定。</p>
---	-----------------------------	--	------	---	------	---	---	---	---

	<p>④ 訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・平成26年6月に「SAQ2 JAPAN Project」※を公表。 ※2020年東京オリンピック・パラリンピック以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「速くて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境を実現するためのアクションプラン。 ・無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立。 ・本協議会の場において、無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有及び訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組んだ。</p>	26年度	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	29年度	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、訪日外国人の動線に沿った利用が見込まれる地点を念頭に無料公衆無線LANの整備方針の作成や利用開始手続きの簡素化・一元化に係る実証実験、海外向け周知・広報の更なる推進を行い、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	<p>・無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p>	<p>低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現することは世界最高水準のICTインフラを実現することであり、訪日外国人からの無料公衆無線LANサービスに対するニーズが非常に高いことを踏まえて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは低廉かつ高速な世界最高水準のインフラの実現につながることから、指標として設定。</p>
5	<p>情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞</p>	年7箇所	26年度	前年と同規模(年7箇所)	29年度	前年と同規模(年7箇所)  年8箇所	前年と同規模(年7箇所)  —	前年と同規模(年7箇所)  —	<p>電気通信サービスの健全な発展の観点に加え、IPv6対応が加速している国際動向への対応及び多種多様なデバイス等が接続されるIoT社会の構築に向け、IPv6対応の重要性が高まっており、情報通信システムのIPv6対応に係る普及啓発活動が必要となっていることを踏まえて、同活動の実施回数を測定指標として設定。</p>
地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	<p>⑥ 固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数 ＜アウトカム指標＞ (平成28年12月5日追記(注))</p>	56 (平成27年3月末時点)	26年度	対前年度減	29年度	対前年度減  42	対前年度減  —	対前年度減  —	<p>社会的課題の解決や地方創生に資するICTの利活用の基盤となる超高速ブロードバンドの整備推進により、ICTの恩恵を迅速・公平・十分に実感・享受できる環境を確保することが重要であるため、情報通信審議会答申(平成26年12月)においては、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備を推進するとされていることを踏まえて、固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数の対前年度増減は、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定できるため、指標として設定。</p> <p>(参考) ・69団体(平成25年度値) ・119団体(平成24年度値) ※平成23年度値については、推計方法が異なるため、未記載。</p>

	<p>7</p> <p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>26年度</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>29年度</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。</p>	<p>我が国の電気通信事業者が受信した電子メールのうち、迷惑メールの占める割合は6割前後で推移している現状を踏まえて、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成27年度値) 行政指導(警告メール) 約3,300通 報告徴収 約20件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成26年度値) 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成25年度値) 行政指導(警告メール) 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件</p> <p>(平成24年度値) 行政指導(警告メール) 約5,500通 報告徴収 約50件 行政処分(措置命令) 8件</p>
<p>電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</p>	<p>電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、IC Tの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の施行に向け、電気通信サービスの利用者保護のための制度整備を行う。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。</p>	<p>電気通信サービスに係る苦情・相談件数が増加、高止まりの現状にあることを踏まえると、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に重要であると考えられるため、指標として設定。</p> <p>【参考(各年度の相談件数)】 平成27年度: 10,125件(平成28年9月30日追記) 平成26年度: 6,952件 平成25年度: 7,012件 平成24年度: 6,811件 平成23年度: 7,873件</p>

⑧		<p>・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p> <p>・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p>	26年度		<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応し、相談内容等から抽出・分析した課題等を踏まえ、総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付契約の在り方について検討を行い、「方向性」を公表(2015年7月)。</p> <p>・電気通信サービスの利用者保護のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第40号)」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年総務省令第30号)」等を平成28年3月29日に公布した。</p> <p>・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。また、「スマートフォンプライバシーガイド」の改訂を行う等の普及啓発に関する取組みを実施。</p>	29年度	-	-
---	--	--	------	--	---	------	---	---

9	大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数 ＜アウトプット指標＞	大規模な異常トラフィックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みの確立に向けた検討を実施。	26年度	実証の結果を活用する延べ事業者数 10者	29年度	大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証を実施。  トラフィック制御に用いる要素技術を組み合わせたユースケース検証等の実施により、当該技術の異常トラフィック自動遮断に対する有効性を確認。	実証の結果を活用する延べ事業者数 8者	実証の結果を活用する延べ事業者数 10者	昨今、広範囲で回線が輻輳するような異常トラフィックの発生が顕著になっているところ、大規模な異常トラフィックが発生した際には、当該トラフィックが遮断されるまで長時間を要し、対処されるまでの間、利用者が安定的にネットワークを利用することが困難になっている現状にあることを踏まえて、大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証を実施し、自動遮断を行うための基準を策定するもの。 本基準を活用する事業者が増加することは、大規模な異常トラフィックの発生によるネットワークへの支障を最小限に抑え、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現に資するため、指標として設定。
⑩	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の検討の実施 ＜アウトプット指標＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事故対策について、事故防止に係る措置の内容の充実(管理規程の実効性確保等)や、対象の見直し(通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者)を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)。</li> <li>上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表(平成27年4月)。</li> </ul>	26年度	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	29年度	<p>「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。</p> <p>平成27年4月に「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、有料・一定規模以上の回線非設置事業者に対する項目追加等の改正を実施。</p>	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	電気通信事故が大規模化・長時間化・多様化が進んでいる現状にあることを踏まえて、事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、指標として設定。

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること

11	市場調査を行う端末機器の台数 <アウトプット指標>	44台	26年度	30台	29年度	30台	30台	30台	<p>市場に流通する通信機器の中には、技術基準に適合しない機器が確認されており、当該機器による混信被害、機能要件を満たさないことによる利用者への不測の被害が危惧されている現状を踏まえて、市場調査を行う端末機器の台数及びMRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数は、電気通信機器の技術基準への適合性を確保することに資するため、指標として設定。</p> <p>なお、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」の平成27年度以降の目標値は、平成26年度実績値を元に技術基準の適合性を効率的に調査する方法（対象設備、測定項目）を再考し、設定。</p> <p>測定指標11は、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」としていたが、これは特定無線設備及び端末機器の台数の合計であり、基準値は特定無線設備39台、端末機器44台、目標値は各年度、特定無線設備30台、端末機器30台をそれぞれ合計して設定していたところ（基準値は83台、目標値は各年度60台。）。</p> <p>しかし、特定無線設備については電波の質に係る調査を別に行うこととし、政策13「電波利用料財源による電波監視等の実施」に整理することとしたため、「市場調査を行う端末機器の台数」に変更することとした。</p> <p>したがって、端末機器としての目標値（30台）に変更はない。</p> <p>なお、政策13「電波利用料財源による電波監視等の実施」においては、電波法に定める電波利用料財源の用途に沿って測定指標を設定しており、電波の質に係る調査を含む電波監視業務は、測定指標1「重要無線通信妨害への措置率」で測定されるため、測定指標の修正は行わないこととする。</p>
						42台	—	—	
12	MRA国際研修会の参加者数 <アウトプット指標> ※MRA (Mutual Recognition Agreement) : 相手国向けの機器の認証（機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認）を自国で実施することを可能とする二国間の協定	208人	26年度	145人	29年度	145人	145人	145人	<p>【参考】 （平成25年度値） ・市場調査機器台数：45台 ・MRA国際研修会参加者数：159人</p> <p>（平成24年度値） ・市場調査機器台数：45台 ・MRA国際研修会参加者数：121人</p> <p>（平成23年度値） 市場調査機器台数：17台 ・MRA国際研修会参加者数：93人</p>
						240人	—	—	

13	ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組 ＜アウトプット指標＞	<p>・従来、電気通信事業法の適用除外とされていたため、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業については、制度上、信頼性等の確保のための規律が存在していなかった。</p> <p>・ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。</p>	26年度	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	29年度	<p>・電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月公布）の施行に向け、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保のための制度整備を行う。</p> <p>・改正電気通信事業法の施行（平成28年5月21日）後速やかに事業開始の届出等を受理することができるよう、新たに同法の規律の対象となる事業者へ制度の周知を行い、ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図った。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）」の施行に伴い、電気通信事業法の規律の対象となる「ドメイン名電気通信役務」の定義等について必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第30号）」を平成28年3月29日に公布した。</p>	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。	インターネットが民間主導で発展してきた経緯やインターネットが国境を越えたグローバルなものであり、その利用が国民生活や日本経済において重要になっていることを踏まえ、インターネットを利用する上での基盤であるドメイン名の名前解決サービスについて、必要最小限の規律を課すことは、電気通信事業分野の安全・信頼性等の向上に資するため、指標として設定。
	14	データセンターの地域分散化・活性化について事業者への周知・啓発活動の年間実施回数 ＜アウトプット指標＞	年2件	26年度	年2件	29年度	前年と同規模（年2件）	前年と同規模（年2件）	前年と同規模（年2件）
						年6件	—	—	



<p>安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること</p>	<p>⑮</p> <p>安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定  &lt;アウトプット指標&gt;</p> <p>※通信プロトコル:通信を行う際の約束事や手順</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。  (なお、平成25年までの状況を踏まえ、平成26年度より関連事業を実施)</p>	<p>25年度</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。</p>	<p>27年度</p>	<p>通信セキュリティの高度化機能の検討</p> <p>・車車間通信等による安全運転支援システムにおける情報セキュリティ要件等の検討を踏まえ、「700MHz帯安全運転支援システム構築のためのセキュリティガイドライン」(平成27年7月9日)を公表。  ・セキュリティ情報が漏洩した場合においても迅速に対応可能な通信プロトコルを策定。  ・700MHz帯車車間通信等の普及が進んだ場合の相互接続性を担保するため、相互接続試験手順書を策定。</p>	<p>交通事故の減少のため、ITSを利用した安全確保が喫緊の課題となっているところ、安全運転支援のための車車間通信等の無線通信のセキュリティ等については未検証であり、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することは、安全な道路交通社会の実現には不可欠なため、指標として設定。  なお、当初想定した成果が27年度までに得られたため、目標年度を平成27年度までに変更した。</p> <p>【参考】  平成26年度は、通信セキュリティの基本機能の検証を実施。</p>	
<p>無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応し、情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること</p>	<p>16</p> <p>移動通信システム用の周波数帯域幅の確保  &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>約500MHz幅(携帯電話等)  約350MHz幅(無線LAN)</p>	<p>22年度</p>	<p>約2700MHz幅(全体)</p>	<p>32年度</p>	<p>国際電気通信連合の2015年世界無線通信会議(WRC-15)における国際周波数調整等を実施し、今後の我が国の新たな移動通信システム用周波数の確保方針を検討する。</p> <p>WRC-15において、移動通信システム用の新たな周波数の特定について議論を実施。同会議の結果、携帯電話用周波数について1.5GHz帯を全世界共通で利用可能な周波数帯として特定。  また、5GHz帯無線LANの周波数拡大(屋外利用)のための検討を開始。</p>	<p>WRC-15の結果等を踏まえ、新たな移動通信システム用の周波数確保に向けた無線設備の技術的条件の具体的検討を実施。</p> <p>・新たな移動通信システム用周波数の確保を開始。  ・対平成26年度増。</p>	<p>スマートフォン等の普及により、移動通信トラフィックは年々増加しており、移動通信用周波数は逼迫した状況にあるため、携帯電話、BWAや無線LAN等、移動通信システム用の周波数帯域幅の増加を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、周波数確保に向けた取組を指標として設定。</p> <p>【参考】  携帯電話用約740MHz幅(平成26年度値)  無線LAN用約350MHz幅(平成26年度値)</p>

⑰	<p>新たな電波利用システムの実用化          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	26年度	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p>	29年度	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p> <p>ワイヤレス電力伝送システム(※)など4件</p> <p>※今後一層の普及が見込まれるモバイル機器や電気自動車等に対し、より迅速かつ容易な給電を可能とするため、無線技術を活用して非接触で電力伝送を行うシステム。</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p> <p>—</p>	<p>電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。</p> <p>—</p>	<p>ICT技術の進展等に伴う通信速度の高速化や高機能化等の電波利用ニーズに応えるため、新たな電波利用システムの実用化を図ることは、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、実用化に必要な制度整備の実施を指標として設定。</p> <p>【参考】 12件(平成26年度値)</p>
18	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備          &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度を整備するため「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。</p>	26年度	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備</p>	27年度	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」(平成27年5月公布)の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電波法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第105号)」等を平成27年12月22日に公布。</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするための必要な制度整備を実施</p>	<p>訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とするための必要な制度整備を実施</p>	<p>増加する訪日観光客等により、海外から持ち込まれる端末も増加しており、これらについて、我が国の技術基準に相当する基準に適合すること等の規律の下で円滑に利用することを可能とすることは、情報通信基盤の利用環境を維持・改善に寄与することから、指標として設定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究 (昭和62年度)	145百万円 (130百万円)	110百万円 (103百万円)	108百万円	1,2,3,4	<p>電気通信事業分野における事業環境の整備に資するため、以下の調査を行う。</p> <p>(1) 電気通信事業における競争政策に関する調査研究 (2) 電気通信事業における料金算定等に関する調査研究 (3) 電気通信事業における電気通信番号政策に関する調査研究 (4) インターネット資源の効率的な利用に関する調査研究 (5) 情報通信基盤整備・確保の在り方に関する調査研究</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数: 4件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・本調査研究による成果物を資料として活用した研究会、審議会、報告書等の件数: 22件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信分野における競争政策及び料金算定並びに情報通信基盤整備・確保の在り方等に関する調査研究を実施することにより、ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、市場の変化等に対応した新たな規制の在り方について検討を行い、電気通信サービスの健全な発達の促進等、事業環境を整備することができることとなるため、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	0101
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費 (平成6年度)	421百万円 (366百万円)	321百万円 (302百万円)	324百万円	7,8	<p>電気通信分野における急速な技術革新に伴い電気通信サービスは一層高度化・多様化しているが、一方で依然増加傾向にある迷惑メール送信、サービス利用に伴うトラブルの多様化・複雑化等が課題となっている。こうした状況に的確に対応するため、的確かつタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図り、電気通信サービス利用者の苦情・相談対応及び利用者保護に係る問題の抽出・分析、迷惑メール対策の実施、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進等、消費者等への電気通信サービスに関する情報提供、法令等の周知を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数: 3件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・電気通信消費者相談センター等の苦情・相談件数: 10,125件(平成28年9月30日追記) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の相談受付件数: 4,278件(平成27年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託の情報受付件数: 18,042,374件(平成27年度) ・特定電子メール等送信適正化業務委託のモニター受信機受信件数: 460,610件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施することにより、利用者保護に係る問題の抽出・分析を行い、的確且つタイムリーに電気通信の消費者利益に関する政策立案等を図ることができることとなることから、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	0102
(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費 (平成12年度)	53百万円 (46百万円)	37百万円 (35百万円)	33百万円	10,11,12	<p>電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策や電気通信事業分野における情報セキュリティ確保のための方策等の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、ガイドライン等の見直しの件数: 1件(平成29年度) ・市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数に対する対応を実施した台数の比率: 100%(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・市場調査を行う端末機器の台数: 30台(平成28年度) ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数: 145人(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 年々複雑化している情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策や電気通信事業分野における情報セキュリティ確保のための方策等の調査を実施するとともに、国内外の基準認証制度を把握し、市場に流通している端末機器の技術基準への適合性を確認することにより、大規模化・長時間化・多様化が進化する電気通信事故に対する事業者の取組を適切に確保する制度的枠組みの整備や電気通信機器の技術基準への適合性の確保を図ることができることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現に寄与する。</p>	0103

<p>(4)</p>	<p>情報通信利用環境整備推進事業 (平成23年度)</p>	<p>749百万円 (642百万円)</p>	<p>548百万円 (457百万円)</p>	<p>342百万円</p>	<p>6</p> <p>超高速ブロードバンド未整備地域のうち、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域(※)において、市町村等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部(1/3。離島については2/3)を補助。これにより、住民の高速インターネットサービスの利用が可能となるほか、医療・福祉・教育等の分野における利活用が可能となるもの。 ※過疎、辺地、離島、半島、振興山村、特定農山村、豪雪地帯。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・条件不利地域における固定系超高速ブロードバンド未整備地域の減少世帯数(累計):7万世帯(平成32年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業実施件数:5件(平成28年度) ・補助事業による整備世帯数:2,957件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 高速ブロードバンド未整備地域のうち、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域において、市町村等が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その事業費の一部を補助することにより、条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の増加に寄与する。</p>	<p>0104</p>
<p>(5)</p>	<p>電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成22年度)</p>	<p>8百万円 (7百万円)</p>	<p>9百万円 (7百万円)</p>	<p>9百万円</p>	<p>7.8</p> <p>電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応するとともに、電気通信事業者等の自主的な取組の促進策等の検討材料とする。また、青少年等のリテラシー向上を図るため、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動(e-ネットキャラバン)等を展開していく。これらの取組を通じ、地域における電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・e-ネットキャラバン参加者数:40万人(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・e-ネットキャラバンの講座開催数:2,114回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信サービスの消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用について、各地域の実情に照らしながら行政、電気通信事業者及び消費生活センター等との間の連携を強化し、また青少年等のリテラシーについて、各地域においてPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の連携体制を構築し、地域の実情に応じた周知啓発活動を展開していくことにより、消費者問題や違法・有害情報等の不適正利用に迅速に対応し、行政としての対策や電気通信事業者等の自主的な取組促進策等の検討材料となるとともに、青少年等のリテラシー向上が期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0105</p>
<p>(6)</p>	<p>次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)</p>	<p>210百万円 (201百万円)</p>	<p>100百万円 (99百万円)</p>	<p>—</p>	<p>15</p> <p>本事業では、実用環境を想定したテストコース等での総合検証を通じて、車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・策定した通信プロトコル数:1規格(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・技術課題数:2件(平成27年度) ・報告書、ガイドライン等:1件(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することにより、ドライバーの安全運転を支援する通信を活用した安全運転支援システムの実用化・普及を促すこととなるため、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術の実現に寄与する。</p>	<p>0106</p>

<p>(7)</p>	<p>無料公衆無線LANの利用開始手続き等の簡素化・一元化に係る実証実験 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>30百万円 (28百万円)</p>	<p>—</p>	<p>4</p> <p>一回の利用登録手続きでサービス提供者の垣根を越えて外国人旅行者による無料公衆無線LANの利用が可能となるような環境を実現するための実証実験等を行う。具体的には、認証基盤の異なる複数のサービスについて、認証システム間の高度な連携が求められており、その実現に向け複数のシステムにおけるセキュアな連携手法に関する実証実験を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・無線LANの数(箇所数):200,000個(平成30年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・利用手続き等の簡素化・一元化の実証を行ったシステム数:3個(平成27年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 一回の利用登録手続きでサービス提供者の垣根を越えて外国人旅行者による無料公衆無線LANの利用が可能となるような環境を実現するための実証実験等を行うことにより、訪日外国人向けの無料公衆無線LAN利用開始手続きの簡素化・一元化を促進し外国人旅行者の負担を軽減することができ、訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境が実現することから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>	<p>0107</p>
<p>(8)</p>	<p>パーソナルデータ利活用のための安全確保技術の実証 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>50百万円 (49百万円)</p>	<p>25百万円</p>	<p>8</p> <p>電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについては、通信の秘密に該当する場合があるなど、高い機微性を有する一方で、防災・減災、街づくり、観光地・商店街の活性化、利用者に向けた有用なサービスの展開等様々な社会的効果が期待されている。このようなパーソナルデータについて、適切な保護を行いつつ利活用を進める上では、事業者による適切な管理運用体制の構築が必要とされている。適切な管理運用体制の構築に当たっては、安全確保のための高度なデータ保存・処理技術を活用することが有用であると考えられるところ、これらの安全確保技術を実証し、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者における適切な管理運用体制の構築を支援する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・主要携帯電話事業者において、匿名化等の加工を施した上で移動体端末の位置情報を活用しているサービスの数:10件(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・実証報告書、ガイドライン等:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータについて、通信の秘密、個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、その利活用を推進するため、データ処理・加工・保存における安全確保技術を実証することにより、その成果をガイドライン等において示すことで、事業者において適切な管理運用体制が構築されることが期待できることとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0108</p>
<p>(9)</p>	<p>異常トラフィックの自動遮断実現のための検証 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>30百万円 (27百万円)</p>	<p>15百万円</p>	<p>9</p> <p>運用管理主体の異なる複数のネットワーク間で、共有された異常トラフィックの情報を元に通信機器を自動制御することで、大規模な異常トラフィックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みを確立するための実証実験を実施する。国民の安心・安全なICT利用環境の確保に資するため、以下の実証を行う。</p> <p>(1)自動遮断技術の実証 (2)異常トラフィック情報の登録権限を持つ関係者の認証に係る実証</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・実証の結果を活用する事業者数:10者(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・異常トラフィックの情報を解析し、自動遮断を行うための基準を策定:1件(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 大規模な異常トラフィックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みを確立するための実証実験を実施することにより、自動遮断を行うための基準を策定することで、大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数が増加することとなるため、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することに寄与する。</p>	<p>0109</p>

<p>(10)</p>	<p>離島向け海底光ファイバ整備 (平成27年度)</p>	<p>—</p>	<p>17百万円 (—)</p>	<p>803百万円</p>	<p>6</p>	<p>地方公共団体(都道府県)が離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の1/3を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される広域イーサネットサービスの利用事業者数:3利用者(平成31年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島向け海底光ファイバ整備完了団体:1団体(平成28年度)</li> <li>・海底光ファイバ等の中継回線整備離島数:2島(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>地方公共団体が離島における超高速ブロードバンド環境を実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の一部を補助することにより、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の増加に寄与する。</p>	<p>0110</p>
<p>(11)</p>	<p>情報通信基盤整備推進事業 (平成28年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>400百万円</p>	<p>6</p>	<p>地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部(1/3。財政力指数が0.3未満の市町村は1/2、離島市町村は2/3)を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件不利地域における固定系超高速ブロードバンド未整備地域の減少世帯数(累計):7万世帯(平成32年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信基盤整備推進事業による整備世帯数:1,326世帯(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>過疎地域・離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助することにより、民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備が推進されることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の増加に寄与する。</p>	<p>新28-0013</p>
<p>(12)</p>	<p>沖縄北部連携促進特別振興事業費(内閣府からの移替え) (平成24年度)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>6</p>	<p>北部地域の自立的発展を図り、産業振興、定住条件の整備や地域住民の生活利便性向上に資する振興事業を北部地域の連携を促進しつつ実施する。 事業主体は北部12市町村等で、補助率は8/10。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>沖縄北部地域の情報通信ネットワークの整備を支援することにより、各市町村内のブロードバンド整備や行政サービス等に利用されるとともに、企業集積地の情報通信基盤として活用されることから、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。</p>	<p>内閣府0074</p>
<p>(13)</p>	<p>情報通信基盤災害復旧事業費補助金(復興庁からの移替え) (平成24年度)</p>	<p>205百万円 (84百万円)</p>	<p>205百万円 (103百万円)</p>	<p>—</p>	<p>6</p>	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTTH等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧事業を支援することを目的として、特定被災地方公共団体又はその運携主体に対して、その復旧事業費の3分の1又は3分の2を補助する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧事業が完了した件数:7件(平成27年度)</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧事業の補助金交付決定件数:9件(平成28年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業を支援することにより、被災地域の情報通信基盤の復旧を図ることとなるため、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ることに寄与する。</p>	<p>復興庁0030</p>

(14)	電気通信事業法 (昭和59年)	—	—	—	1,2,3,4,8, 10,12	電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信業務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。	
(15)	有線電気通信法 (昭和28年)	—	—	—	10	有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによって、公共の福祉の増進に寄与する。	
(16)	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59年)	—	—	—	3	1 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信業務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。	
(17)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年)	—	—	—	7	一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。	
(18)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律 (平成17年)	—	—	—	8	携帯音声通信事業者による携帯音声通信業務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止を図る。	
(19)	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 (平成13年)	—	—	—	11,12	相互承認協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)及び電気用品安全法(昭和三十六年法律第百三十四号)の特例を定める等の措置を講じ、もって特定機器に係る製造、輸出入、販売その他の事業活動の円滑化に資する。	
(20)	電波法 (昭和25年)	—	—	—	16	電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、周波数割当て等を実施。	
(21)	データセンター地域分散化促進税制(法人税) (平成25年度)	—	—	—	14	電気通信事業者が対象設備(サーバー、ルーター又はスイッチ、無停電電源装置(UPS)及び非常用発電機)を取得した場合における取得価額の10%の特別償却。 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 首都圏のデータセンターのバックアップを行うための設備投資に対し、法人税の特別償却を適用することにより、データセンターの地域分散化が促進されることから、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現することに寄与する。	

(22)	固定系電気通信事業者に係る事業所税の特例措置(事業所税) (平成22年度)	—	—	—	3	<p>固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 固定系電気通信事業用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設に係る事業所税を非課税にすることにより、当該事業の提供のための施設整備が促進されることから、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現することに寄与する。</p>		
政策の予算額・執行額		2,592百万円 (2,210百万円)	2,686百万円 (1,193百万円)	1,105百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [1]「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造(対日直接投資) (観光) (IT・ロボットによる産業構造の改革)
						経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (2)新たな有望成長市場の創出・拡大 ⑤ 観光の基幹産業化
						日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	第2 具体的施策 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 1. 第4次産業革命の実現 ii) 第4次産業革命を支える環境整備 4. 観光立国の実現 iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年5月20日改訂)	II. 「国から地方へ、地方から全国へ」 2. [重点項目2]安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備 (1)利用者志向のデータ流通基盤の構築 (2)データ流通の円滑化と利活用の促進 3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決 (3)IT利活用による諸課題の解決に資する取組
						科学技術イノベーション総合戦略	平成27年6月19日改定	第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 IV. 我が国の強みを活かしIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i) 高度道路交通システム
						観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015	平成27年6月5日	4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 (7) 無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善 6. 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速 (3) オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備
						観光ビジョン実現プログラム2016	平成28年5月13日	視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ・通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

注 事前分析表(平成28年6月30日公表)では、測定指標6は、「固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率<アウトカム指標>」としていたところであるが、世帯カバー率が推計99%を超え、100%に近づいている中、施策目標の達成状況をより正確に測るため、現在、指標を見直しているところであり、平成27年度の実績が存在しない。施策目標「地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること」の達成には、未整備地域のうち固定系超高速ブロードバンドを市町村単位で一切利用できない地域を把握し、地域を特定してその特性(離島など)を踏まえた整備を図っていくことも重要であることや、世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成28年5月20日改定 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)においてもKPIとして設定されていることから、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率に代わり、「固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数」を測定指標として設定する。